

南部町行政改革大綱

平成 22 年 3 月

南 部 町

	目	次
は	じ	め
1	行政改革を進める基本的な考え方	2
(1)	行政改革の必要性	2
	社会環境変化への適切な対応	2
	分権時代における自治体のあり方	2
	新たな地域経営システムの構築	2
	行政運営の見直し	3
(2)	行政改革大綱策定の視点	3
	効率的な行財政運営	3
	協働のまちづくり	3
(3)	行政改革の推進体制	4
(4)	行政改革大綱の期間	4
2	行政改革の推進施策	4
(1)	事務事業の見直し	4
	事務事業の見直し	4
	民間委託等	4
(2)	組織・機構の見直し	5
(3)	定員管理及び給与の適正化等	5
	定員管理	5
	給与の適正化等	5
(4)	職員の資質向上と職場の活性化	5
(5)	情報化の推進と行政サービスの向上	5
	情報化の推進	5
	行政サービスの向上	6
(6)	財政の健全化	6
	経常的経費の節減	6
	使用料・手数料の見直し	6
	財政の長期計画	7
3	今後の取り組み	7
4	行政改革推進事項	8
参	考	資
	料	
○	南部町定員適正化計画	11
○	南部町中期財政計画	14
○	組織再編試案	16
○	南部町行政改革推進審議委員会設置条例・委員名簿	18
○	南部町行政改革大綱の策定について(答申)	24

はじめに

平成15年3月の合併から7年が経過し、新町建設計画において策定された事業も大半が終了し、町民が「合併してよかった」と実感できるまちづくりの第一歩を記すことができました。

しかし、長引く経済の停滞に加え、一昨年のリーマンショックを発端とする世界的不況による景気の低迷は出口が見えず、雇用不安やデフレなど日本経済に大きな影を落とし、住民生活にも影響し始めています。また、企業の業績悪化に伴う大幅な税収減、国の財政状況の悪化による地方財政への影響、更に進む少子高齢化など様々な課題を抱え行財政運営は今後、益々厳しくなることが予想されます。

こうした中で、町民が誇りを持って生き生きと暮らしていける活力ある町づくりを進めるためには、行政自らが旧来の発想や中央依存体質から脱却し、時代の先行きを見通した先進的な施策の展開を図っていくことが必要です。

また、国と地方の関係も、三位一体の改革¹をはじめとする分権改革への取り組みにより大きく変わってきました。昨年は、政権与党が交代するという歴史的な年となりましたが、地方自治体においては、地域の課題は自ら解決する自主的、自立的な行政の確立が求められています。

一方、町民の間には、環境や福祉、まちづくりなど様々な分野において、行政依存の発想を転換し、自らの主体的な参画、協働により、行政とともに公共サービスの提供を担おうという意識も高まりつつあります。

このような状況を踏まえ、厳しい財政状況と限られた人員の中、より効率的で質の高いサービスを町民に提供していくためには「新たな発想と確たる信念を持って、南部町の未来を切り拓く」こうした強い思いのもと町長以下、町職員が一致団結して行政改革を実行し、町民との連携・協働、職員の意識改革と組織の活性化、重点的・効率的な財政運営等を通じ、自立した行財政システムを確立することが必要です。

こうした中で、町においては、地域固有の課題に地域が主体的に対応していく地方主権の確立を目指し、本年度中に平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「南部町行政改革大綱」を策定し、町民の理解と協力を得ながら、行政改革を積極的に推進します。

¹ 三位一体の改革

「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行う改革です。

1 行政改革を進める基本的な考え方

(1) 行政改革の必要性

社会環境変化への適切な対応

過疎化、少子高齢化による人口減少社会への移行、地球温暖化による深刻化する環境問題への対応、ＩＴ（情報技術）の急速な進展など、社会構造の変革によって、福祉、環境、教育、文化など町民の価値観やニーズが高度化、多様化してきており、地方自治体は、こうした社会環境の変化に適切に対応していくことが、より強く求められています。

分権時代における自治体のあり方

地方分権一括法²施行に伴い、地方分権への動きが急速に進み、国と地方公共団体のあり方についても根本的な見直しが必要とされ、町は町民に最も身近な基礎自治体として、これまで以上に自己決定・自己責任に基づいた自治体の果たすべき役割が改めて問われています。その役割を果たすうえで、右肩上がりの成長期から、成熟期に入っていることを前提とした存続可能な行政システムへの転換を図ることが求められています。

また、経済状況の悪化による民間企業のリストラ等雇用不安の中で、公務員厚遇、不祥事に対する行政機関への不信・不満が募り、一刻も早く信頼・信用回復に努めなければなりません。

新たな地域経営システムの構築

これからの地方自治は、地方自治体だけでなく多様な主体による地域経営であり、地域自らが考える時代を迎えています。町民の自主活動等の活発化など公共的サービスの提供は住民自らが負うという認識も徐々に広がりつつあります。

これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、住民団体をはじめＮＰＯ³や企業等の多様な主体が公共活動を共有し、それぞれの役割を果たす協働社会にふさわしい自治を構築する仕組みを整えていく必要があります。まさに、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共

² 地方分権一括法

平成12年施行、地方公共団体の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政は身近な行政主体が対応することを目的に国から県へ、県から市町村へ権限を委譲した。

³ ＮＰＯ

「Non-Profit Organization」の略。非営利組織といわれ、営利を目的とせず公益のために活動する法人格を有する民間団体の総称です。

空間」を形成するため、企業的経営感覚を持った公共経営システムへの転換を図る必要があるとともに、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められています。

行政運営の見直し

本町は合併後、職員数の削減等に取り組み、施設の民間委託等効率的な行財政運営を推進してきましたが、財政状況の悪化が見込まれる中、今後更なる人員削減を図り、事務事業の見直しによる経費削減を行い、地域経営を支える財政基盤をさらに強化し、住民ニーズに対応できる行政システムを目指すことが求められています。

(2) 行政改革大綱策定の視点

効率的な行財政運営

最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、自治体の責務として、徹底した効率化・合理化に向けたあらゆる手法を模索します。常にコスト意識を持ち、財源の確保を図るとともに、費用対効果を検討しながら、町民のニーズに沿った施策の立案、遂行に努めます。また、今後の多様な行政需要に応えるため、既存の事務事業の見直しに努める中で、規模の縮小や手法・内容の変更など、真に必要な行政サービスを特定・選択し、重点化していくための抜本的な改革が必要となります。そのなかで、民間委託を進め行政のスリム化とともに、変化に対応できる柔軟性と想像力、判断力及び実行力を併せ持つ職員の育成を図ります。

協働のまちづくり

これからの自治体経営は、多様な実施主体による公共サービスの提供体制を確立して新しい公共空間を形成していくことが重要です。

企業やNPO等を行政運営のパートナーとして、様々な局面において、町民の意見として反映させることができるまちづくりが求められます。

町民と行政の責任と役割を認識しながら、ともに考え、進めていく協働のまちづくりに向け、町民に正確でわかりやすい情報の提供、施策の企画立案過程でのパブリックコメント⁴の確保や説明会等を開催し、町民と行政の情報の共有化を進めるため、積極的な情報公開を行い、十分な説明責任を果たし

⁴ パブリックコメント（意見募集制度）

基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を広く公表し、住民誰もが意見を述べる機会を設け、それに対する行政の考え方を公表していく一連の手続です。

ます。

また、地域においては自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、住民力の強化、行政依存体質からの脱却が必要不可欠であり、町民活動の自主的・自発的な活動を支援する体制を構築していきます。

(3) 行政改革の推進体制

行政改革を積極的に推進するため、庁内に「南部町行政改革推進本部設置要綱」に基づく町長をトップに各課長職以上からなる南部町行政改革推進本部及び組織機構・事務事業・財政の専門部会を設置するとともに、有識者や各界の代表者からなる「南部町行政改革推進審議委員会」の答申を得て、行政改革大綱を策定し、その実践を目指して行政改革推進体制の整備を図ります。

(4) 行政改革大綱の期間

この大綱は、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間を対象とし、その間に改革に着手または実行していくものとします。

2 行政改革の推進施策

(1) 事務事業の見直し

事務事業の見直し

多様化する行政需要や今後発生してくる新たな行政課題を的確に認識し、町として実施すべき事務事業の適正な選択を図ります。

また、当初の目的を達成したものや社会実情に合わなくなったものについては、事務事業の廃止・縮小・統合等、徹底した整理合理化を図るとともに、行政評価システム⁵の導入を検討、推進します。

民間委託等

行政運営の効率化を図るため、民間委託等の実施が適当な事務事業については、行政責任の領域を明確にしつつ、民間委託等を更に推進します。

⁵ 行政評価システム

町が実施する施策、事務事業について、事前・実施中・事後にその妥当性や成果を、出来るだけ客観的な基準で判定し、結果を数値等で町民に示すとともに、予算趣向・計画策定・事務事業の見直し等に反映させていくシステムです。

(2) 組織・機構の見直し

組織について極力スリム化を図り、新たな行政課題等への対応についてはスクラップ&ビルド⁶を基本として、時代の要請に迅速かつ的確に対応できる組織・機構の整備に努めます。また、危機管理体制を構築します。

(3) 定員管理及び給与の適正化等

定員管理

組織の統廃合や業務の委託を推進することにより、定員の削減を図るとともに、災害対策や環境問題等の新たな業務の発生に対しては、人員の配置転換等により対応します。また、事務事業の見直しに努め、臨時職員の見直しを行います。

また、職員の採用については極力抑制するものの、将来の職員構成を見据えた計画的な採用に努めます。

給与の適正化等

給与については、財政事情及び社会経済情勢を踏まえながら、給与の適正化を図ります。

また、年功序列的人事システムから能力・成果に応じた公平性の高い人事評価システムへと移行します。

(4) 職員の資質向上と職場の活性化

公務に対する確固たる使命感と責任感をもち、公務員としての崇高な倫理観に根ざした幅広い教養や見識と魅力ある人間性を備えた職員を育成するとともに、業務の専門化に対応できる専門知識を有する職員を育成するため、職員研修を効果的に運用し一層の充実を図ります。

(5) 情報化の推進と行政サービスの向上

情報化の推進

⁶ スクラップ&ビルド

組織を新設したり、増やしたりする際に、既存の組織の組織全てを見直し、役目を終えたものを廃止してから組織を設けることを言い、組織の肥大化を抑制する考え方のことです。

町は現在、平成20年に策定した南部町地域情報化推進構想に基づき、平成23年度末の完成を目指し、町内全域への光ファイバーの布設やオプティック通信に変わるFM告知システムの導入を中心とした情報通信基盤施設整備事業を実施しています。完成後は、都市部と遜色ない高速通信網を活用し、ホームページによる情報の提供の充実を図ります。また、単に情報の伝達だけでなく、福祉施策や農業・商業など産業の振興にも活用していきます。

事務の効率化の観点から、LGWAN⁷（総合行政ネットワーク）等の高度情報通信技術を引続き積極的に活用するとともに、総合利用についても推進していきます。

また、道路地図情報等の行政情報の電子化を推進します。

行政サービスの向上

窓口業務については、業務に精通した職員の配置に努め、接遇等研修を積極的に取り入れ、心のかよった町民サービスができるよう努めます。

また、窓口業務の延長及びコンビニでの納税等、行政サービスの向上に努めます。

（6）財政の健全化

経常的経費の節減

公共施設管理・単純労働事務等の民間委託、嘱託化の拡大検討、指定管理者制度⁸の導入、公共施設の民営化の検討を行い、経常的経費の節減を図ります。

使用料・手数料等の見直し

使用料・手数料等の適正な負担水準に基づく金額の再設定や各種受益者負担金における減免の在り方を検討し、受益者負担の原則の適正化を図るとともに、徴収体制についても強化します。

⁷ LGWAN

「Local Government Wide Area Network」の略
地方公共団体を接続する行政専用のネットワークです。

⁸ 指定管理者制度

「公の施設」の管理は地方公共団体及びその出資法人などに限定されていましたが、法改正により民間事業者も含めた多くの団体に管理運営を委ねられるように定めた制度です。

財政の長期計画

長期計画に基づく優先事業の明確化と重点配分を行うとともに効率的・効果的な予算編成・執行体制を確立します。

3 今後の取り組み

今後は、「南部町行政改革大綱」に基づき、行政改革を進めていくこととなります。進捗状況については、南部町行政改革推進審議委員会及び南部町行政改革推進本部に適宜報告するとともに、助言を得るものとし、町民に対して積極的に公表することとします。

なお、今後「南部町行政改革大綱」に記載されていない行政改革の課題が生じた場合、必要の都度、検討・対応してまいります。

4 行政改革推進事項

(1) 事務事業の見直し

No.	推 進 項 目	推 進 内 容	対 応	担 当 課
1	恒常的事業の見直し	事業の効果等を再検討し、恒常的な事業の見直しを行う。	継続・実施	全課
2	窓口業務の一元化	総合窓口を設置し、住民票・証明書等の発行業務を行う。	継続・実施	担当課
3	日直の見直し	分庁で行っている日直制度を検討する。	継続・実施	総務課
4	民間委託の推進	出先機関等の民間委託を推進する。	継続・実施	財政課
5	職員提案の更なる充実	行革を更に推進するために職員からの意見を広く求める。	継続・実施	全課
6	予算配分と行政評価の一体化(行政評価システムの導入)	事務事業について、有効性・効果等を評価し、行政運営の改善につなげる。	検討・実施	財政課 企画課
7	事務分掌の見直し	効率的に事務を執行するために事務分掌を見直す。	検討・実施	担当課

(2) 組織・機構の見直し

No.	推 進 項 目	推 進 内 容	対 応	担 当 課
1	組織・機構改革による課の統合	効率的な行政を推進するために組織・機構を見直す。	検討・実施	行革組織部会 総務課
2	小学校の統廃合	児童数の減少に伴い、小学校の統廃合を進める。	検討・実施	担当課
3	給食共同調理場の統合	学校給食だけでなく、保育所の給食も統合を検討する。	検討・実施	担当課
4	保育所の統廃合	少子化に伴い、保育所の統廃合を検討する。	検討	担当課

(3) 定員管理及び給与の適正化

No.	推 進 項 目	推 進 内 容	対 応	担 当 課
1	定員管理の適正化	定員管理適正化計画に基づき、職員の削減を図る。	継続・実施	総務課
2	給与の適正化	財政事情や社会経済情勢を踏まえ、給与・手当の見直し等を行い、職員給与の適正化に努める。	継続・実施	総務課
3	人事評価システムの構築	年功序列的人事から能力・成果に応じた公平性の高い人事管理への移行を図る。	継続・実施	総務課
4	時差勤務制度の導入	時差勤務制度の導入を検討し、時間外勤務手当の支給を縮減する。	検討・実施	総務課 担当課
5	臨時職員の雇用の見直し	事務事業の見直し、民間委託等により臨時職員の雇用の削減を図る。	継続・実施	総務課 担当課

(4) 職員の資質の向上と職場の活性化

No.	推 進 項 目	推 進 内 容	対 応	担 当 課
1	職員研修の強化・充実	地方分権を担う能力を有する人材を育成するため、各種研修会への参加を推進する。	継続・実施	総務課
2	専門知識を有する職員の確保	業務の専門化に対応するため、専門知識を有する職員を育成する。	継続・実施	総務課
3	人事交流の推進	県等との人事交流をはかり、専門的知識の修得に努める。	継続・実施	総務課

(5) 情報化の推進と行政サービスの向上

No.	推 進 項 目	推 進 内 容	対 応	担 当 課
1	コンビニ収納システムの導入	納税者の利便性を図り、徴収率を向上させるため、コンビニ収納システムを導入する。	継続・実施	財政課 税務課
2	ホームページによる情報の提供	ホームページによる情報提供を更にグレードアップする。	継続・実施	企画課

3	窓口業務の延長	住民の利便性を図るため、休日に窓口業務を行う。	検討・実施	総務課 担当課
---	---------	-------------------------	-------	------------

(6) 財政運営の健全化

No.	推 進 項 目	推 進 内 容	対 応	担 当 課
1	公共料金等の見直し	独立採算を前提とした水道料、バス料金ほか各種使用料などの見直しを行う。	継続	財政課 担当課
2	町税の徴収率の向上	口座振替の推進、滞納整理の強化により収納率を向上させる。	継続・実施	税務課
3	町単独補助金の整理合理化	恒常的な団体運営補助金、奨励的補助金の見直しと交付金の見直し。	継続・実施	財政課 担当課
4	入札制度の見直し	条件付で実施している一般競争入札の拡大	継続・実施	財政課
5	経常経費の更なる削減	省エネ・消耗品等の節約に努め、更なる経費の削減を図る。	継続・実施	総務課 担当課
6	遊休町有地の有効活用と処分	町有地の有効活用を図るとともに民間への払い下げを検討する。	継続・実施	財政課 企画課
7	公の施設の指定管理者制度導入の検討	公の施設の管理について、NPOや住民による団体・民間への指定管理を検討する。	継続・実施	財政課 担当課

(7) 協働のまちづくり

No.	推 進 項 目	推 進 内 容	対 応	担 当 課
1	町民参加の促進	協働のまちづくりを推進するため、町民の自主的・自発的活動を支援する。	継続・実施	担当課
2	町民参加の促進	町民と行政の情報の共有化を進め、町民活動の自主的・自発的な活動を支援する。	継続・実施	担当課

南部町定員管理適正化計画

平成22年度～平成26年度

南 部 町

南部町定員適正化計画

1 策定の目的

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において「地方公共団体における行政改革推進の為の新たな指針」(新地方行革方針)が策定され、平成17年3月29日に通知されました。

これにより、平成17年度を基点としておおむね平成22年度までに地方公共団体の総定員の4.6%の純減を目指すことし、明確な数値目標を設定し、公表することが義務づけられました。

その後、三位一体の改革など国や地方公共団体を取り巻く社会環境が大きく変容しましたが、本町においても「新町建設計画」によるまちづくりを積極的に推進しながらも、行財政運営の効率化や健全化を図る為に、計画的に定員及び人件費の抑制を図ってきたところです。

今般、さらにこれらを推進することが行政に課せられた喫緊の最重要課題であると位置づけ、平成22年度から26年度までの定員適正化計画を策定するものです。

2 職員数の現状と今後の計画

合併時に定員適正化計画(H22.4.1までに総職員数を161名に削減)を定めたが、年々厳しくなる財政状況を勘案し、削減計画の一部を前倒しして、平成17年度から21年度末までの5年間で削減数を18名(総職員数を154名 削減率10.4%)に変更して更なる行政組織のスリム化を図ってきました。

*平成17年度～平成22年度までの実績数

	総 職員数	前年度末の 退職者数	採用者数	対前年 増減数	H17を基準 とした削減率
平17	172	10	5	5	-
平18	167	5	1	4	2.33%
平19	163	11	5	6	5.81%
平20	157	8	7	1	6.40%
平21	156	9	2	7	10.5%
平22	149	5	2	3	12.2%

*平成22年度～平成27年度までの計画数

	総 職員数	前年度末の 退職予定者数	採用予定 者数	対前年 増減数	H17を基準 とした削減率
平22	149	5	2	3	12.2%
平23	146	4	2	2	13.4%
平24	144	2	2	0	13.4%
平25	144	10	2	8	18.0%
平26	136	7	2	5	20.9%
平27	131	4	2	2	22.1%

・各年度の総職員数は、定員管理調査(4月1日現在)による。

・平成22年度以降は推計による計画数値である。

3 策定の基本的姿勢

政権が変わり地方分権の機運が高まりつつある中、少子高齢化、高齢化率の増加、高度情報化社会の進展、環境問題等についての住民の多様なニーズが、今後一層高まるものと予測されます。

このような状況下において、人事管理上最も困難な命題ともいえる、必要最小限の職員配置で、行政サービスの質を維持し、複雑多様な行政事務に対応出来るように構築された組織設計を基底とした定員管理計画を策定することを、その基本的スタンスとします。

4 職員数削減のための方策

組織機構の見直しと職員の適正配置

- ・業務環境の変遷に敏感に対応し、組織機構の見直しを随時行い、職員の適正配置とスリム化を図ります。
- ・本庁舎と分庁舎の業務の一体化を推進し、職員の適正配置を図ります。
- ・退職者の不補充等により嘱託・臨時職員を活用して、正規職員数の削減を図ります。

事務事業の見直しによる外部委託の推進

- ・低廉かつ良質な公共サービスを提供するため、指定管理制度やPFI制度等のアウトソーシング化に積極的に取り組み、職員数の削減を図ります。
- ・業務のIT化を推進し、経常的業務の効率化と正確性を図り、職員数の削減を図ります。

行政改革の推進

- ・行政評価を行い、必要に応じた事務事業の整理統合を行い、業務量等の減量化を図って、職員数の削減を図ります。
- ・小中学校及び保育所・学校給食共同調理場等の組織の再編等により、シンプルで一体的管理が可能な組織を再構築し、職員数の削減を図ります。

過去5年間の類似団体との比較と部門別職員数の推移

1 類似団体との比較

区 分	各年3月31日現在の 住民基本台帳人口	類似団体との比較			
	A	対象職員数 B	単純値 C	超過数 D (B - C)	超過率 D / B %
平成17年	10,375	115	87	28	24.3
平成18年	10,169	108	89	19	17.6
平成19年	9,994	106	100	6	5.7
平成20年	9,827	102	95	7	6.9
平成21年	9,611	102	-	-	-

2 部門別職員数の推移

			職員数(人)					対前年増減数(人)				
			平17	平18	平19	平20	平21	平17	平18	平19	平20	平21
福祉関係 を 除く 一般行政	議 会		3	3	3	2	2	0	0	0	1	0
	総 務		29	25	24	25	26	2	4	1	1	1
	税 務		9	8	8	7	8	1	1	0	1	1
	労 働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 水		11	11	11	10	10	0	0	0	1	0
	商 工		6	6	7	7	5	0	0	1	0	2
	土 木		10	9	9	9	9	1	1	0	0	0
	小 計		68	62	62	60	60	2	6	0	2	0
福祉関係	民 生		29	28	27	25	26	1	1	1	2	1
	衛 生		18	18	17	17	16	1	0	1	0	1
	小 計		47	46	44	42	42	0	1	2	2	0
一般行政計			115	108	106	102	102	2	7	2	4	0
特別行政	教 育		36	34	33	30	30	0	2	1	3	0
	警 察		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消 防		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		36	34	33	30	30	0	2	1	3	0
公営企業等	病 院		9	12	12	10	10	1	3	0	2	0
	水 道		5	5	4	4	4	0	0	1	0	0
	交 通		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下 水 道		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他		7	8	8	11	10	0	1	0	3	1
	小 計		21	25	24	25	24	1	4	1	1	1
総 合 計			172	167	163	157	156	1	5	4	6	1

注)「定員モデル」は、住民基本台帳人口や世帯数、面積、事業所数、農業就業人口、道路延長など地方公共団体の行政需要に密接に関係すると考えられる指標(説明変数)と職員数との相関関係を多重回帰分析の手法により分析し、これに基づいて各地方公共団体の参考となる職員数を自ら算出することができるように、団体区分ごとに作成された算式(方程式)のことです。

南部町中期財政計画

平成 1 6 年度 ~ 平成 2 5 年度

< 平成 1 7 年 8 月 試算 >

南部町役場 財政課

市 町 村 財 政 見 通 し

〔普通会計〕

(単位:百万円)

市町村名 南 部 町

項 目		H18決算	H19決算	H20決算	H21決算見込	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳 入	地方税	901	1,044	1,031	997	949	897	841	782	721	653	592	533	481
	地方交付税	2,638	2,783	2,893	2,969	2,960	2,960	2,960	2,916	2,828	2,740	2,652	2,563	2,520
	うち普通交付税	2,335	2,497	2,566	2,669	2,661	2,661	2,661	2,621	2,542	2,463	2,384	2,304	2,265
	特別交付税	303	286	327	300	299	299	299	295	286	277	268	259	255
	臨財債	250	227	213	330	412	412	412	401	380	359	338	317	306
	国・県支出金	596	570	581	1,108	816	518	429	460	371	352	335	318	302
	使用料・手数料	156	159	152	145	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	繰入金	101	92	234	76	1	1	1	25	119	275	389	339	407
	繰越金	526	324	413	413	295	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方債(臨財債を除く)	883	411	430	290	483	381	180	180	150	150	150	150	150
歳 出	その他	602	528	494	302	273	270	268	265	262	260	257	254	252
	歳 入 計(A)	6,653	6,138	6,441	6,630	6,269	5,519	5,171	5,109	4,911	4,869	4,793	4,554	4,498
	人件費	1,103	1,092	1,021	950	889	853	827	814	753	700	667	598	598
	扶助費	319	324	325	378	386	394	402	411	420	429	438	447	456
	公債費	1,003	1,084	1,257	1,170	1,121	1,103	1,115	1,129	1,087	1,092	1,150	974	913
	物件費・維持補修費	919	948	893	1,101	1,015	1,010	1,005	1,000	995	990	985	980	975
	補助費等	567	535	565	689	526	522	517	512	507	502	497	492	487
	積立金	2	14	44	101	201	1	1	1	1	1	1	1	1
	繰出金	600	645	673	610	616	622	628	635	641	648	654	661	667
	普通建設事業費	1,815	1,070	1,248	1,319	1,514	1,013	675	606	506	506	400	400	400
歳 入	うち補助事業	553	429	457	684	850	442	146	256	106	106	0	0	0
	単独事業	1,262	641	791	635	664	571	529	350	400	400	400	400	400
	災害復旧費	0	12	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	2	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	歳 出 計(B)	6,329	5,725	6,028	6,335	6,269	5,519	5,171	5,109	4,911	4,869	4,793	4,554	4,498
	歳入歳出差引(A)-(B)	324	413	413	295	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基金積立額	1	14	44	101	201	1	1	1	1	1	1	1	1
	基金取崩額	37	14	11	12	0	0	0	24	118	274	388	338	406
	基金残高	3,679	3,679	3,612	3,701	3,902	3,903	3,904	3,881	3,764	3,491	3,104	2,767	2,362
	うち財政調整基金	630	639	679	694	894	894	894	870	802	628	440	302	96
	減債基金	669	671	587	672	672	672	672	672	672	672	672	672	672
	その他特目基金	2,380	2,369	2,346	2,335	2,336	2,337	2,338	2,339	2,290	2,191	1,992	1,793	1,594
地方税徴収率(単位:%)		92.7	92.5	91.8	90.6									

財政の健全化策について

本町の平成１６年度から２５年度までの「中期財政計画」によると、三位一体の改革の影響により、財政規模が急激に収縮しながらも、高齢化福祉対策や合併による一体化事業の推進により、毎年度歳出が歳入を上回ることが試算されている。当面は、潤沢な財政調整基金等を随時投入することによって、予算編成に大きな支障が生ずることはないが、将来にわたって健全で安定的な財政構造を構築する為に、以下の集中改革プランを実施し、収支の改善に努めるものとする。

（１）歳入の確保（１９８百万円程度）

税源の正確な把握と徴収率向上の推進

受益者負担（使用料・手数料）適正化の推進

法定外公共物を含む町有未利用地処分の推進

施設利用率向上策による使用料収入増加策の推進

（２）歳出の抑制（２，６６８百万円程度）

給与費等の削減（１，４７５百万円程度）

- ・ 退職者不補充による職員数の削減
- ・ 臨時（賃金）職員の適正配置と賃金の見直し
- ・ 各種手当ての見直しと国に準じた給与水準の完全実施

投資的経費の抑制（６８０百万円程度）

- ・ 道路改良基準の見直しによる道路関係経費の抑制
- ・ 公営企業繰出し基準の見直し

施設管理経費の抑制（１５２百万円程度）

- ・ 光熱水費、点検委託管理費等のコスト縮減

事務事業経費の抑制（３６１百万円程度）

- ・ 補助金交付金の見直しによる削減
- ・ 事務事業の整理合理化
- ・ 内部管理経費の削減

指定管理者制度等の導入による管理経費の抑制

- ・ 個別事業の民間委託による経費削減
- ・ 指定管理者制度導入による管理経費の削減

組織・機構再編試案

南部町役場

1 組織再編試案（具体的検討事項）

№ 1

番号	再 編 項 目		再 編 予 定 年 度	主な変更点	課題又は問題点	備 考
	廃 止 課（職）	新 設 課（職）				
1	教育課次長・学校教育課 生涯学習課・公民館 文化館・富沢図書館 スポーツセンターの全体 を体系的に見直し	「学校教育課」 「生涯学習課」 「生涯スポーツ課」の 3 課に再編	2 2	・事務分掌の全体的見直し ・次長制度の廃止（▲1）	・出先機関の人員配置（管理職） ・管理職の配置場所	
2	「総務課」業務分離	「交通防災課」の新設	2 2	・総務課課長補佐配置		
3	「保育課」の廃止と並行 して「福祉保健課」事務 の分離	「子育て支援課」の新設	2 2	・課長補佐配置	・児童関係全般を分掌 ・少子化対策を分掌	
4	活性化センター内の「福祉 保健課」職員の配転		2 2	・福保課員は本課へ配置転換 ・社協分室の移転	・地域及びサービス対象者 の合意 ・社協合意	
5	「分庁舎管理者」の廃止	分庁舎に「分庁総合窓口 課」を新設	2 3	・課長職配置 ・分庁舎管理者廃止	・管理者が分掌している事務 の関係課への移行 ・関係課との連携 （税・住・出・総）	
6	「建設課」及び「産業振興課」 の土木事務の分離又は統合		2 3	・技師を課ごとに配置	・技師間の連絡協調	
7	「建設課」		2 3	・分室の本課への一元化	・地域の合意	

番号	再 編 項 目		再 編 予 定 年 度	主な変更点	課題又は問題点	備 考
	廃 止 課 (職)	新 設 課 (職)				
8	「登記室」「建設課」「産業振興課」	「地域振興課」「地域整備課」の2課に再編		・3課を2課に統合(▲1)	・業務の分担	
9	「総務課・財政課・企画課」	「総務課」「企画財政課」	24～	・3課を2課に再編(▲1)	・業務の分担	
10	小中学校の統合		23～			教委検討中
11	学校給食調理場の統合		24		・施設整備費及び位置	
12	保育所の統合		25	・4保育所を2保育所に	・送迎手段 ・保護者及び地域の合意	小学校統合に併せて検討
13	教育3課	「学校教育課」「生涯学習課」の2課に再編	26	・3課を2課に再編(▲1)		
14	デイサービスセンター		23	・デイ所長廃止(▲1) ・指定管理制度への移行 ・運営の全面委託	・指定管理者制度に移行 ・合理性及び効率性有無の検討	
	アルカディア聖苑		23			
	スポーツセンター		24			
	学校給食調理場		25			

南部町行政改革推進審議委員会設置条例

(平成 16 年 3 月 22 日条例第 4 号)

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、南部町行政改革推進審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、南部町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南部町行政改革推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 行政改革の推進を図るため、南部町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1 行財政改革のプログラムの策定及び実施に関すること。
- 2 その他行政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、南部町役場職員の管理職をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には町長、副本部長には副町長をもって充てる。

（専門部会）

第4条 専門の事項を調査するため、本部に次の専門部会を置く。

- 1 組織機構部会
 - 2 事務事業改善部会
 - 3 財政部会
- 2 専門部会に本部長が指名する部会長、部会長代理及び部会員を置く。
 - 3 専門部会に部会長が指名する事務局若干名を置く。

（会議）

第5条 会議は、部会及び全体会において行う。

- 2 全体会は本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて召集し、部会長が議長となる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、企画課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

南部町行政改革推進審議委員会名簿

役 職 名	氏 名	住 所	備 考
会 長	佐野武徳	南部町井出 825-1	
代 理	山本泰廣	南部町福土 22033	
委 員	大窪昌樹	南部町中野 2320	
委 員	市川 巖	南部町南部 3986	
委 員	深澤謙治	南部町成島 2976	
委 員	望月 孝	南部町万沢 14326	
委 員	竹下邦利	南部町万沢 5119	
委 員	佐野勝行	南部町大和 2110	
委 員	金井さとみ	南部町内船 3853	
委 員	佐野和子	南部町内船 8359-2	

南部町行政改革推進本部名簿

役職名	氏名	所属	役職名	氏名	所属
本 部 長	望月秀次郎	町 長	部 員	望 月 哲 也	議会事務局長
副本部長	渡 辺 幸 志	副 町 長	部 員	青 木 司	健康管理センター所長
部 員	若 林 誠	教 育 長	部 員	小 池 治 男	保育課長
部 員	望 月 秀 人	会計管理者	部 員	長 坂 正 志	水道環境課長
部 員	若 林 盛 次	分庁管理者	部 員	田 村 秋 人	環境センター所長
部 員	市 川 剛	総務課長	部 員	望 月 哲 郎	産業振興課長
部 員	望 月 良 治	デイサービスセンター所長	部 員	鈴 木 正 規	建設課長
部 員	望 月 政 文	企画課長	部 員	佐野日出夫	登記室長
部 員	久保川昭弘	財政課長	部 員	望 月 康 秋	教育委員会次長
部 員	若 林 正 昭	税務課長	部 員	望 月 宝	学校教育課長
部 員	仙洞田秀文	住民課長	部 員	若 林 治	生涯学習課長
部 員	四 條 和 彦	福祉保健課長	部 員	斉 藤 文 明	中央公民館長
部 員	永 富 広 道	アルファースセンター所長	部 員	佐 野 隆 行	アルカディア文化館所長

南部町行政改革推進本部専門部会名簿

1 組織機構部会

役 職 名	氏 名	所 属	備 考
部 長	渡 辺 幸 志	副 町 長	
代 理	市 川 剛	総 務 課 長	
部 員	若 林 誠	教 育 長	
部 員	若 林 盛 次	分 庁 管 理 者	
部 員	望 月 宝	学 校 教 育 課 長	
部 員	望 月 良 治	デイサービスセンター所長	
部 員	四 條 和 彦	福 祉 保 健 課 長	
部 員	佐 野 隆 行	アルカディア文化館所長	
部 員	望 月 政 文	企 画 課 長	

2 事務事業改善部会

役 職 名	氏 名	所 属	備 考
部 長	望 月 秀 人	会 計 管 理 者	
代 理	永 富 広 道	アルファセンター所長	
部 員	望 月 康 秋	教 育 委 員 会 次 長	
部 員	若 林 治	生 涯 学 習 課 長	
部 員	仙 洞 田 秀 文	住 民 課 長	
部 員	鈴 木 正 規	建 設 課 長	
部 員	田 村 秋 人	環 境 セ ン タ ー 所 長	
部 員	望 月 哲 也	議 会 事 務 局 長	

3 財政部会

役 職 名	氏 名	所 属	備 考
部 長	久保川昭弘	財 政 課 長	
代 理	若 林 正 昭	税 務 課 長	
部 員	望 月 哲 郎	産 業 振 興 課 長	
部 員	佐野日出夫	登 記 室 長	
部 員	長 坂 正 志	水 道 環 境 課 長	
部 員	斉 藤 文 明	中 央 公 民 館 長	
部 員	小 池 治 男	保 育 課 長	
部 員	青 木 司	健康管理センター所長	

平成 22 年 3 月 30 日

南部町長 望月秀次郎 様

南部町行政改革推進審議委員会
会 長 佐 野 武 徳

南部町行政改革大綱の策定について(答申)

平成 22 年 2 月 24 日付け南企発第 2 - 47 号により諮問のありました南部町行政改革大綱の策定について、本審議委員会は、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

一昨年からの世界同時不況から続く景気の低迷は回復力が弱く、特に地方経済の景気の先行きは依然予断を許さない状況にあります。

また、過疎化が進む本町では、少子・高齢化に歯止めがかからず、情報化・経済圏の広域化など住民の生活の変化、経済不況による雇用不安など町民を取り巻く環境も大変厳しいものとなっています。

このような状況の中、住民の行政に対する関心も高く、期待とともに厳しさも増してきています。住民のニーズ等、新たな諸課題に対して柔軟にしかも迅速に対処していくには、常に行政組織の能力と実行力が求められます。

合併から 7 年が経過し、新町建設計画を完遂しつつある中で、活力あるまちづくりを進めるために、地方分権、規制緩和の大きな流れのなかで地域社会をしっかりと形成していく組織体制を整えていかなければなりません。

そこで、本審議委員会では、町長より諮問されました行政改革大綱の策定に関し、素案の段階から意見を述べてきたところです。

今回、策定されます行政改革大綱(案)につきましては、慎重に審議した結果、行政改革が目指す目標及びそれを実現するための実施項目が明記されており、本審議委員会における意見・要望についても十分配慮され、新町の理念に掲げられています概ね適切なものであることを認めます。

尚、本審議委員会の行政改革大綱への主な提言はつぎのとおりです。

南部町行政改革大綱への提言

- 1 組織・機構の更なる見直しを行い、早期の再編を行うこと。
- 2 職員の削減による住民サービスの低下をきたさないよう、慎重に検討すること。
- 3 施設のあり方について、廃止を含めて検討すること。
- 4 人事評価システムを充実させ、よりよい方向で運用すること。
- 5 専門知識・技能を持つ職員を育成し、職員のレベルアップを図ること
- 6 保育所の統合については慎重に検討すること。
- 7 滞納整理を積極的に行い、負担の公平性を維持すること。
- 8 万沢支所への正規職員の配置を検討すること。
- 9 ディマンドバス導入等を検討し、公共交通の充実を図ること。
- 10 行政改革の進捗状況を報告し、検証を行うこと。

南部町行政改革大綱策定の経緯

- ・ 平成 21 年 6 月 3 0 日 第 1 回 行政改革推進本部会議
- ・ 平成 21 年 8 月 6 日 第 1 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 21 年 8 月 1 0 日 第 2 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 21 年 8 月 1 1 日 第 3 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 21 年 8 月 1 1 日 第 4 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 21 年 8 月 2 8 日 第 2 回 行政改革推進本部会議
- ・ 平成 21 年 8 月 3 1 日 第 5 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 21 年 9 月 1 日 第 6 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 21 年 9 月 1 7 日 第 1 回 行政改革推進審議委員会
- ・ 平成 21 年 1 0 月 9 日 第 1 回 行政改革推進本部事務事業改善部会
- ・ 平成 21 年 1 0 月 9 日 第 1 回 行政改革推進本部財政部会
- ・ 平成 21 年 1 0 月 1 6 日 第 7 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 21 年 1 0 月 2 8 日 第 3 回 行政改革推進本部会議
- ・ 平成 21 年 1 1 月 2 7 日 第 2 回 行政改革推進本部事務事業改善部会
- ・ 平成 21 年 1 1 月 2 7 日 第 2 回 行政改革推進本部財政部会
- ・ 平成 21 年 1 2 月 1 7 日 第 8 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 22 年 2 月 8 日 第 9 回 行政改革推進本部組織機構部会
- ・ 平成 22 年 2 月 2 4 日 第 4 回 行政改革推進本部会議
- ・ 平成 22 年 2 月 2 4 日 第 2 回 行政改革推進審議委員会
- ・ 平成 22 年 3 月 1 9 日 第 3 回 行政改革推進審議委員会
- ・ 平成 22 年 3 月 3 0 日 行政改革推進審議委員会大綱答申

南部町行政改革大綱

発行日 平成 22 年 3 月

発 行 南部町役場

〒409 - 2192 山梨県南巨摩郡南部町福士28505 - 2

電話 0556 - 66 - 2111 (代)

FAX 0556 - 66 - 2190

URL <http://www.town.nanbu.yamanashi.jp>

E-mail kikaku1@town.nanbu.yamanashi.jp

編 集 企画課

行政改革大綱は、上記のホームページでもご覧いただけます。